

昭和55年11月15日

第20号

もりやまち 議会だより

発行 守谷町議会

編集 守谷町議会事務局

電話 02974 ⑧1441

内線39・56番

めんどうだ
3ついっしょに……

23議案可決する

第3回 定例会

9月13日～20日

『雨の日も体育ができる』

―黒内小学校に体育館建築―

昭和五十五年守谷町議会第三回定例会は、九月十三日に招集され会期を八日間として開催されました。

この定例会に町長から提出された議案は、一般会計、公共下水道会計、水道事業会計の各補正予算、工事請負契約（下水道など）等二十三件で原案どおり可決されました。

なかでも、町内の五つの小学校で初の体育館建築工事（黒内小）の契約が論議を呼びました。本年度は黒内小一校ですが、残りの小学校についても年次計画で逐次、建築されることになっています。一般質問については、十七日、十八日の二日間にわたり行われ、特に町全体の願望である高等学校建設、生活環境に関する諸問題について四議員により活発に行われました。



去る10月7日、常総運動公園にある陸上競技場で「老人クラブスポーツ大会」が開かれました。60才以上のおじいちゃん、おばあちゃん約540人が参加し、健康な汗を流していました。（写真は玉入れ競技）

○議案第一号 昭和五十四年度守谷町水道事業会計決算認定について

上水道施設工事四カ年計画の二年目を迎え、当初計画のとおり工事を完了しています。主な財源は、三井、住宅公団負担金の一二億一〇五八万円です。

○議案第二号 守谷町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について

県の条例準則を参考に整理改正を行うものです。

○議案第三号 守谷町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

職員の給与条例の中の休日休暇についての改正です。

補正予算

○議案第五号 昭和五十四年度守谷町一般会計補正予算（第三号）について

今回の補正は、総額四七二五万円の減額補正と債務負担行為の追加、地方債の追加変更です。

歳入では、町債二千万円、地方交付税一九五三万円の増額、また、都市計画負担金で三五八六万円、国庫支出金の四五〇一万円の減額が主なものです。

歳出においては、総務費で八五一万円、都市計画費六二二〇万円の減額、また増額されたものは、上水道事業補助金五八九万円、道路橋梁費六一〇二万円、教育費二二九一万円が主なものです。

○議案第六号 昭和五十四年度守谷町公共下水道事業特別会計補正予算（第三号）について

今回の補正は、歳入歳出総額八三二〇万円の増額と債務負担行為の追加が主なものです。

○議案第七号 昭和五十四年度守谷町水道事業会計補正予算（第一号）について

道路改良工事に伴う既設水道管などの布設替工事のための増額補正一三九万円です。

工事請負契約

○議案第八号 工事請負契約の締結について

民間住宅開発地区内に設置される汚水中継ポンプ場（南守谷No.2）の土木建築工事の請負契約の締結です。

○議案第九号 工事請負契約の締結について

この議案も前の議案と同じで、南守谷No.1汚水中継ポンプ場土木建築工事請負契約の締結です。

○議案第一〇号 工事請負契約の締結について

五十五年、五十六年の継続事業である町道三五号線（江

戸屋前―西林寺）の嵩上げ工事請負契約の締結です。

○議案第一一号 工事請負契約の締結について

南守谷No.4汚水中継ポンプ場の電気、機械設備工事の請負契約の締結です。

○議案第一二号 工事請負契約の締結について

本年度重点施策の一つであります黒内小学校屋内運動場建築工事の請負契約の締結で請負金額八九七〇万円、来年の二月末に完成予定です。

委託契約

○議案第一三号 委託契約の締結について

北守谷地区の自転車、歩行者専用道路の四号歩道橋工事を住宅公団に委託するものです。

○議案第一四号 委託契約の締結について

北守谷地区の都市計画道路（北守谷板戸井線）の五号歩道橋工事を住宅公団に委託するものです。

○議案第一五号 委託契約の締結について

北守谷及び南守谷地区に関連する公共下水道終末処理場の自家発電機一式工事を住宅公団に委託するものです。

○議案第一六号 委託契約の締結について

北守谷地区に関連する公共下水道施設（公団地区外汚水

第三回定例会

都市化の守谷に 教育施設の充実を

一般質問（九月十七日、十八日）

「国道二九四号線の歩道橋設置はいつか」 「県立高校の敷地決定の時期を問う」

瀬尾議員 国道二九四号線に
関して次の点でお尋ねしたい。
①過日行われた国道二九四号
線建設期成同盟会の会議の内
容を伺いたい。

②現時点における町当局の考
え方と姿勢はどうか。

③二九四号線拡幅の時期を町
はいつごろになると考えるか。

④歩道橋設置の陳情などが出
ているように、拡幅になるま
での間の交通事故対策をどう
考えているか。

助役 ①国道二九四号線は取
手市から会津若松市までの二
三五kmという長い区間で、そ
れぞれの市町村の状況により
拡幅、バイパスなどの問題が
出ている。守谷周辺の地区に
おいては、前々から拡幅が検
討されているので促進方を要
望した。また、都市計画道路
（取手西口―北守谷）の早期
実現も併せて陳情している。
②拡幅については早期実現と

いうことで関係機関に働きか
けをしている。さらに歩道橋
設置についても引き続き検討
して、もうよう要請している。

③残念ながら現時点では高速
道路関係の一部を除いては拡
幅の見直しはないようである。

④特に通学道路の学童の交通
安全ということで万全を期す
つもりである。

瀬尾議員 現在の守谷町の道
路は、下水道工事などのため
に通行状態が悪くなっている。
そういう状況で通学路の維持
補修のため道路パトロールな
どをして児童の安全通学を確
立すべきと思うが、その点、
町はどういう考えを持っている
か伺いたい。

教育長 通学道路の整備につ
いては、各学校で通学路の指
定がしてあり、学校と良く連
絡し、また、整備されてない
所は建設課とも相談して通学
に支障のないようにしたい。

○公団区域内の 高校用地その後

瀬尾議員 県立高校の敷地の
問題については、現在まで北
団地の予定地を用途として進
めて来たが、県の段階で価格
が高いため不適当とされたと
聞いている。その後、町の候
補地数カ所が上げられている
が、いつごろまでに結論を出
す予定か。

町長 高校については県立を
望んでおり、当然、敷地は県
の方で決定する。県の公的機
関である議会、教育庁などに



開校され校舎建築中の牛久高校

町の考え方を反映させるよう
要請し、住民に有利な場所を
選定してもらう考えである。
瀬尾議員 現在、小学校にプ
ールと体育館は絶対に必要に
なっているが、我が守谷
町立の小学校に体育館はまっ
たない。幸い、黒内小に一
館建築されるが、他の小学校
の建築予定はどうなっている
のか。

教育長 小学校の体育館につ
いては、本年度一館予定され
残りの四館についても、五十
六年度、五十七年度の年次計
画で、補助金に変更がなけれ
ば、一年度に二館の割合で建
設して行きたい。

瀬尾議員 要望事項として次
の二点をお願いしたい。

①現在、各所で色々な工事が
行われ、通勤通学者に迷惑が
かかっているが、その工事の
終了後の道路についても異常
がないか安全を確認し、工事
のための事故が起きないよう
万全の対策を講じてほしい。

②小中学校の運動会を控えて
運動施設、用具の点検に万全
を期して、安全な運動会が出
来るよう努力してもらいたい。

「市街化区域の見直しと
工業団地のその後の
経過を問う」

浅野議員 工業団地のその後
の町の対応策、経過について
お伺いしたい。

町長 現在、工業専用地区に



工業団地の早期整備を（写真は内守谷工業団地）

相当の数の企業が進出、稼働
している。それらに対する環
境整備については逐次、状況
を踏まえて検討していきたい。

企画財政課長 今後の計画と
して、大木下五六㎡の工業専
用地域を本年度から振興計画
に基づき作業を行う予定であ
る。その第一段階として、ア
ンケート調査を行い、七〇％
の賛成を得ている。今後は、
県と相談しながら手順等につ
いて慎重に進めて行くつもり
である。

浅野議員 九月十六日に建設
省が指導要綱として各県に通
達してある調整区域の見直し
という問題について、町長は
積極的に見直しをするのかど
うかを伺いたい。

町長 県の方針がはっきりす
れば、町もそれにそって、住
民の協力を得て市街化に編入
すべく努力することも考えて
いる。今後の推移を見て検討
して行きたい。

「都市計画税新設 の経過と概要」

倉持和議員 昭和五十五年度
下半期における町財政の見通
しと今後の施策について、次
の点をお尋ねしたい。

①現在の町の財政概要につい
て。

②現在までの起債額（町の借
金）とその年間支払われる利
息の額。

企画財政課長 ①普通建設事
業費が総額の六〇％を占めて
いるので経常経費の節減はも
ちろん、一般財源を充当する
事業の検討に苦慮している。

契約の執行率は約五〇％程度
で、今後、自己財源として特
別交付税の確保に努力したい。

②現在までの起債額は、元利
（元金と利息の合計）で二五
億です。また、未償還として
五十五年度で返すのが元利で
一億四八〇万円です。

倉持和議員 都市計画税の説
明会が各地区で開催されたよ
うだが、その反響についてど
うだったかお尋ねしたい。

町長 出席率は低調だったが、
関心を持って説明を聞きに来
たようである。

税務課長 町内一一七名、町
外四〇名が出席した。説明に
対し、税率、南北両団地の本
換地前の課税方法、市街化区
域の環境整備（道路、下水道
など）の促進、ということに
質問が集中した。

幹線）の設置事業を住宅公団
に委託するものです。

○議案第一七号 財産の取得
について
守谷町土地開発公社に買収
を委託した公共用地三万三五
九三㎡のうち、七六九二㎡を
取得するものです。

○議案第一八号 町道路線の
認定について
県道藤代、板戸井、岩井線
と都市計画道路の交差点内に
町道一九二号線が位置し、通
行不能となり、う回路の新設
工事を行うため町道の認定を
するものです。

○議案第一九号 教育委員会
委員の選任同意について
○議案第二〇号 教育委員会
委員の選任同意について

中村林氏、雪草忠氏等は昭
和五十五年九月末日をもって
任期が満了となるため、両氏
を再任するものです。

○議案第二一号 工事請負契
約の締結について
郷州沼崎線の改良、舗装工
事の請負契約の締結です。

○議案第二二号 委託契約の
締結について
南守谷地区における公共下
水道施設（管渠）の設置事業
を住宅公団に委託するもので
す。

○議案第二三号 町道路線の
認定について
仮称守谷第二中学校建設に
伴う進入道路整備として新設
改良工事を行うため、町道の
認定を行うものです。

「給水区域拡大に伴う水道事業のあり方」 「下水道運営について町の考え方はいかに」 「公共用地利用についての町の考え方」

岡田議員 水道の運営について次の点を伺いたい。

①昭和四十八年より簡易水道事業として発足し、逐次給水区域が拡大されて来ている守谷の水道事業だが、資本費負担軽減のため財政処置についてどのように考えているか。

②現在の事業自己資本金等の充実については、どのように考えているか。

③公共料金の値上げが予想される現在、料金の適正化についての考え方はどうか。

④水道事業の内容充実のための公団負担金など、助成をどのように考えているか。

⑤今年、水道事業の規程が改正されたが、その理由と、いつ、どのような機関で審議したのか伺いたい。

⑥町の条例では、毎年度水道の経営方針、予算などを含めたものを町長に報告しなければならないとされているが、その中の未収金額についてどうなっているか伺いたい。

水道所長 ①水道事業は企業会計を用いて運営されており、資本的収入支出は、工事拡張を含む金額で、住宅公団負担金並びに三井開発負担金を主として当てている。また、収益的収入支出は水道料金为主

体です。

②二本立ての考え方で、水道料金の確立と現在工事中の四カ年計画の事業費については、負担金をもって充当している。

③料金の扱い方は、超過分の料金を徴収する通増制を取っている。今後の料金については、昭和五十七年から利根川取水を開始するため、その時点で検討したい。

④三井開発区域の給水については、四八・九%の負担をもち、五万三〇〇〇人の入居計画に基づき負担を願っており、現在は起債にたよらずに公団の先行投資ということで事業を行っている。

⑤給水区域の拡張、事業の増



給水区域拡大に伴う水道工事（北園地内）

〇都市計画税の 説明会について

岡田議員 来年度から都市計画税を徴収するため、各地区で説明会を開催しようだが、先日の説明で多少の税額の誤差があり、それが本当に良く説明してもらいたい。また、町長は財源の確保ということはどういう考えをもっているか。

税務課長 税務課の概算では、年収四五〇〇万から五〇〇〇万円ということで説明している。この額を都市計画道路買収に当てるとすれば約二〇〇分に分ぐらいいである。説明会の出席率は低調であったが、町外者の説明会時には六〇%の出席率を見ている。

町長 守谷町の自己財源は二〇%程度しかないのです。都市計画税の徴収に踏み切った。また、経常経費もなるべく少なくして税金を有効に使って行きたい。

岡田議員 下水道事業について次の点を文書を持って回答してもらいたい。

①汚水、雨水の受益者負担区分を明確にしたい。

②適正なる原価計算に基づく使用料の算出方法をどのように考えているか。

③減価償却などの諸費を財政的見地から考えて見た時に、公営企業会計にする考えはあるか。

④八月に下水道促進委員会から運営審議会に変更、発足したが、その改廃の事務連絡が委員になされてないが、町はどう対処したのか。

⑤現在、汚水については私費負担、雨水については公費負担ということと作業を進めている。

⑥現行使用料の算出式は、一般的に次のようになる。

平均単価＝
(円/㎡)

①(維持管理費＋支払利息＋減価償却費)円－(その他関連収入)円

⑤有収水量 (㎡)

- ①維持管理費は、管渠、ポンプ、排水設備等の管理費
- ②支払利息は建設費に伴う利子負担
- ③減価償却費は、管渠、ポンプ等の建設費で耐用年数で算出する。
- ④その他関連収入は、私道排水設備工事助成、水洗トイレ工事助成など。
- ⑤有収水量は、総汚水量



管渠工事も完成間近（写真は下水管内部）

〇公共用地の 管理体制

岡田議員 公共用地利用について次の点を伺いたい。

①旧水道事務所の土地の借用期限がせまっているが、今後の扱いはどうするか。

②田中農場跡地は、現在、子供の広場として使用されているが、その使用について特定町内の広場と受け取れるような立札があるが、その実際はどうか。また、広場の責任者

が固有名称になっているのはおかしいと思うがどうか。

町長 ①現在、使用していないので、今後の処置を検討中である。

（住民課文書回答）

②田中農場跡地は現在、守谷町土地開発公社所有となっており、その利用について住民課が窓口となり周辺子供会に利用させているものです。また、責任者については、広場の維持管理ということで三町内の理事を明記したもので、今後は、連絡先を訂正したい。

岡田議員 新聞によると、県議会で情報公開の点について論議されたと聞いているが、守谷町としても公開出来るものは可能な限りすべきだと思いますがどう考えているか。

町長 町も情報公開については、積極的に取り組んでいるつもりだ。今後も広報紙などを十分に生かして住民に知らせたい。

岡田議員 八月八日、人事院は四・六%の本年度ベースアップを勧告したが、町長は、この勧告を尊重する考えはあるのか。

町長 人事院の勧告については、財政のゆるす限り、十分尊重していきたい。



臨時会提出議案

第六回（六月二十九日）

〇議案第一号 守谷町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

〇議案第二号 工事請負契約の締結について

〇議案第三号 工事請負契約の締結について

〇議案第四号 工事請負契約の締結について

〇議案第五号 工事請負契約の締結について

〇議案第六号 工事請負契約の締結について

〇議案第七号 財産の購入について

〇議案第八号 財産の購入について

第六回臨時会の主なものは、下水道関係の契約承認、町道舗装工事、土塔保育所新築工事請負契約の承認、消防車、福祉バス購入などです。（全議案可決）

第七回（八月九日）

〇議案第一号 守谷町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

〇議案第二号 昭和五十五年度守谷町国民健康保険特別会計補正予算について

〇議案第三号 昭和五十五年度守谷町公共下水道事業特別会計補正予算について

〇議案第四号 財産の取得について

〇議案第五号 財産の取得について

〇議案第六号 町道路線の廃止について

〇議案第七号 町道路線の認定について

第七回臨時会において提出された議案の主なものは、補正関係総額一億三、四二二万円と町道用地買収費九、七三二万円（郷土戸頭線）一億五、七三三万円（郷土沼崎線）などです。（全議案可決）

カナダ・アメリカ海外視察(八月十八日～二十九日)

大自然のカナダ つかいアメリカ

視察団長 中村 力

このたびわれわれ一行三十三名は、五十三年から五ヶ年計画で実施されている茨城県町村会海外行政視察の等三回視察団として、去る八月十八日から二十九日までの十二日間、にわたり、カナダ、アメリカ西海岸の主要都市を視察してまいりました。

幸い、全員事故もなく、病氣もせず、そのうえ多くを見聞、無事帰国できたことは、団長という大役を引き受けた私にとってこのうえない喜びでありました。

訪問した主要都市は、いずれも自然の美しさを生かした魅力ある都市として形成されており、その規模はまさに、「つかいアメリカ」そのものでありました。各都市のほかに



視察団一行

教会の慈善事業としての社会福祉施設(老人ホーム)と長年にわたる苦勞の末に成功された邦人のオレンジ農場を公式に訪問した。訪問は短時間という限られた日程でありましたが、いずれも快よい歓迎と懇切な説明、案内を受け、視察員からも活発な質疑が交わされるなど、極めて有意義な訪問でありました。

この視察の成果をふまえて今後とも一層、地方自治振興のため最善を尽くす決意を新たにすると共に日本の良さを痛切に感じた次第であります。

茨城県町村議会議長会長 守谷町議会議員 中村 力

公式訪問

○社会福祉施設(八月二二日)

サンフランシスコの中心部であるカテドラルのなだらかな丘に、ルーテルタワー、アーバンライフビル、ガーデンテラス、チャペル等の建物の一つの集合体として創設されたのは十三年前のことである。施設への入居条件は、現在退職者で、年令六二歳以上の者を対象としており、部屋の種類で異なるが、入居費用の支払い(一〇〇ドル～二五〇



福祉施設の公式訪問

ドル)の能力があるものとされている。

居住者の部屋は、ベッド、居間、台所、バス、トイレ等が完備されている。このような施設環境から入居希望者は非常に多い。

○オレンジ農場(八月二六日)

二番目の訪問先カリフォルニア州リバーサイドにある竹野さんのオレンジ農場をおとす。自家製の新鮮なオレンジ・ジュースで歓迎を受けた。竹野さんは三重県出身で、大正一二年の入植で五七年目になるそうである。入植時から現在に至るまでの話や、経営状況について話を伺った。

竹野さんの農場は一二〇エーカー(四八町歩)であり、一箱六〇ポンド入のオレンジを年間四万五千箱出荷しているという。しかし、この地方は、雨がほとんど降らないため、スプリンクラー施設費、など必要経費が相当なものであるとのことである。

(報告書より)

決 議

九月の定例会において、二つの決議が行われました。まず、原爆被爆者に対する即時制定を願うもの、もう一つは、暴走族追放に関するものです。

被爆者援護法の即時制定を要求する決議

被爆後三十五年をむかえた今日でも、原子爆弾による被爆者は放射線による肉体的障害に加えて経済的、精神的苦しみを負わされつづけている。

現在、被爆者に対する援護として「原爆医療法」および「特別措置法」があるが、この二法は死没者に対する補償を含まず、さらには発病した者を中心とする貧しい施策であって、被爆者の発病を予防する施策であるとは認めがたい。放射線障害の病理的特殊性や未来世代にわたる遺伝障害を考慮するならば、現二法では被爆者を援護できないことは明白である。

茨城県内には三八〇人余の「被爆者健康手帳所持者」がいるが、高齢化にともなう実情は放置できないまでに深刻となつてきている。

よって、政府は全ての原爆被爆者を国家保障の精神にもとづき、「原爆被爆者援護法」を早急に制定することによって救済するよう要求する。

昭和五十五年九月二十日

守谷町議会



暴走族追放に 関する決議

悲惨な交通事故を防止し、平和で明るい社会の実現をめざし、交通安全の確立をはかることは町民の悲願であり、町民あげて懸命に努力をしているところである。

しかしながら最近、交通秩序を無視し、集団で暴走行為を繰り返す、いわゆる暴走族の動向が、とみに活発化し、広域的に悪質な集団暴走行為を行い、町民の平穏な生活を著しく脅かしていることはまことに憂慮に堪えない。

このような暴走族は、法と秩序を破壊し、町民生活を侵害するものであり、断じてその存在を許すことは出来ない。

これに対しては、警察の強力な指導取締りと青少年の健全な育成を図るための指導体制を強化するとともに、暴走族を許さない世論の形成と、暴走行為をさせない環境をつくるのが必要である。

よって、本町議会は、町民とともに総力をあげて暴走族を追放し安全で明るい郷土づくりにまい進するものである。

昭和五十五年九月二十日

守谷町議会

九月十三日から第三回の定例会が開かれることを知り傍聴席をのぞいてみた。

議会というものは私達の実生活に関係のない政治的色彩のものが審議されるものと思つていた。だが、二日間にかけて行われた一般質問では、国道の拡幅の問題、その間の安全対策や先日、坂町で起きた悲惨な交通事故について取り上げられ、町内の危険箇所への信号機の設定など身近な問題について、質問要望、そして答弁が繰り返され、驚いたことに、その中で専門用語や、その中で専門用語

傍 聴

語や言葉の省略があつたりしてわかりにくい箇所があつたのは、とても残念な事である。

現在、守谷町は日本住宅公団、三井不動産の宅地開発が進められている一方、高校新設、下水道工事など数々の問題をかかえながらも将来に大きく飛躍しようとしている。

それだけに、今後、町議会の果たす役割は大きくなると思う。

定例会の会期中、傍聴席に職員の姿しか見えなかったのは、とても残念である。

(ホリ)

請 願・陳 情

第二回定例会において総務委員会に付託された請願二件は、第三回定例会の委員長報告で不採択となり、全議員報告どおり了承いたしました。

○高砂町公民館建設用地に関する請願については、公園緑地を保護するため、敷地が狭すぎる。

○四町内共用公民館建設敷地確保に関する請願については町で敷地を確保するのは前例がなく、また、早急に土地を見つけるのは困難。

以上、二請願とも中央公民館の開館後の利用率を見て検討する。

編集後記

○守谷町議会では、十月二十日から二十二日まで九州の古賀町を視察して来ました。視察の内容は次にくわしく紹介したいと思ひます。

○皆さんお気づきだと思いますが、今号から傍聴者の意見が「傍聴」の欄で紹介することになりました。

町政への参加、議員活動の一端を知るため、傍聴をして皆さんの意見をお聞かせ下さい。

議会を

傍聴しましょう